

国家間の協調・連携を目指すためのトランス・ナショナルなシティズンシップ教育の可能性の検討

平野, 裕太
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1513724>

出版情報：学生法政論集. 9, pp.83-94, 2015-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

国家間の協調・連携を目指すための トランス・ナショナルなシティズンシップ教育の 可能性の検討

平野 裕太

〈目次〉

はじめに

第1章 国民国家とシティズンシップ—権利としてのシティズンシップ—

第2章 グローバリゼーションとシティズンシップ論の変容

—デランティのシティズンシップ論の検討—

第3章 ヨーロッパのシティズンシップ教育—EECからEUまで—

第4章 トランス・ナショナルなシティズンシップ教育はリージョナルなものかグローバルなものか

おわりに

はじめに

本稿の目的は、国民国家の枠組みを超え、グローバルな次元で行おうとするシティズンシップ教育政策の可能性を探ることである。そのために、まず、かつて国民国家と密接に結びついていたシティズンシップ概念が、グローバリゼーションの影響によって変容した／変容しつつある状況を確認し、いまやトランスナショナル・シティズンシップともいべき概念が生じていることを示す。そして、そうした新しいシティズンシップ観の醸成・実践を目的とした、ヨーロッパ連合におけるシティズンシップ教育を概観する。その上で、そうした教育が、ヨーロッパ地域だけに妥当するリージョナルな動きではなく、他の地域に波及する可能性を持つものであることに言及する。すなわち、本稿の特徴とは、今やシティズンシップの実現が国民国家の枠組みでは不可能になりつつある現状の中で、国家間の協調や連携を目指したトランス・ナショナルなシティズンシップ教育政策がグローバルの次元において実現可能であることが示される点である。

上記の目的を達するために、本稿では以下のような問いと仮説を設定した。

問い：現代において、シティズンシップ教育政策は国民国家の枠組みの中だけでとどく
まれるものなのか

#

仮説：近年、グローバリゼーションの影響によって揺らぎつつある国民国家の現状と国家間連携を必要とする課題の多発を受けて、トランス・ナショナルなシティズンシップ概念に基づく政策が必要とされている。ヨーロッパ連合におけるシティズンシップ教育政策は、その実践の一つの例である。こうした政策は、EUのような特定の地域だけで行われうるものではなく、他のあらゆる国や地域、また、グローバルな次元においても、その実現可能性はあるのではないか

本稿の構成は以下の通りである。

まず第1章では、これまで語られてきた国民国家の枠組みの中でのシティズンシップ論を確認した。その際、特にH. マーシャルの、権利に基づくシティズンシップ論に着目する。これによって、あくまでシティズンシップが特定の国家の中でのみ妥当するものとして理解されてきたことが確認できよう。

続いて第2章では、なぜ、シティズンシップ論が変容したのかを議論した。ここでは主としてデランティによるシティズンシップ概念の議論を追った。

そして、第3章では、EUないしヨーロッパで行われてきた／行われているシティズンシップ教育政策の概要を説明した。当初、ヨーロッパ統合の手段として副次的であった教育分野が、徐々に、ヨーロッパ統合という目的を達成するための手段の中心的位置を占めるまでに至った過程が確認できるはずである。

その上で、第4章では、ヨーロッパでのシティズンシップ教育が、はたしてリージョナルに限られるものなのかグローバルな政策になりうるものかを検討する。コンセンサスというワード¹を手がかりに、シティズンシップ教育がコンセンサスを生成し、再生産するという営みを生み出しうる／目標とする施策であることを確認することで、EUのシティズンシップ教育に関する取り組みが普遍性を持つ可能性を見いだした。これによって、当初の問いに対する、「シティズンシップ教育は、もはや国民国家の枠組みの中だけに収まらず、国内外の課題解決のためのトランス・ナショナルな政策としての在り方もあり得る」という回答を提示するに至るはずである。

¹ R. コヘインが、覇権後の国際政治経済学を整理するにあたって使用した「協調」の為に必要な「同意」や、デランティが「コミュニティ」を論じる際に重視したコミュニケーションといったものに着想を得た。

第1章 国民国家とシティズンシップ—権利としてのシティズンシップ—

本章では、主に、H. マーシャルおよびG. ジョーンズらの唱えたシティズンシップの定義について言及する。そして、彼らの議論があくまでも国民国家の枠組みの中でしか妥当しないことを確認する。

H. マーシャルは、1960年当時の英国の福祉国家政策の理念として、シティズンシップを「あるコミュニティの構成員に与えられた地位身分 (status) のことで (中略) これを持つものは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」として定義した²。彼は、シティズンシップを、英国が辿ってきた歴史に照らし合わせる形で「市民的権利」、「政治的権利」、「社会的権利」に大別した。ここでいう「市民的権利」とは、自由権や財産権といった18世紀に認められた権利群を、「政治的権利」とは、参政権といった19世紀に認められるに至った権利群を、「社会的権利」とは、社会権や安全の保障といった20世紀に認められた権利群をそれぞれ指している。これを受けて、G. ジョーンズとC. ウォーレスは、若者の自立という視点から「福祉資本主義社会に於いて、ある年齢に達すれば暗黙のうちに与えられる、個人に対するひとまとまりの権利と責任のことである」とシティズンシップを定義した³。彼らのいう「福祉資本主義社会」とは、国家の枠組みと重なるものであるといえる。また、責任とは、納税・勤労の義務や徴兵の義務として理解されるものであって、そのシティズンシップ概念は、責任の面においても、国民国家の枠内のみ妥当するものである。こうした権利／責任の享受主体としてシティズンシップをとらえる背景にあったのは、当時の、国家に対する福祉国家化の要求の高まりであって、当然、シティズンシップは国家から与えられるもの、ないし国家に求めるものであった。すなわち、ここでのシティズンシップ概念は、国家の境界の中でのみ妥当する排他的なものであったのである。そして、それゆえ、最近に至るまで、シティズンという言葉は国籍と同一のものとして捉えられていたのである。

窪田真二の指摘によると、ちょうどマーシャルがシティズンシップ概念を検討し始めた頃から、イギリス連邦国から本国への移民が増加したこともあって、彼ら／彼女らへの教育としてのシティズンシップ教育の必要性が生まれたという⁴。そして、当時、そのような旧植民地から旧宗主国へわたってきた移民や職を求めてヨーロッパ域内から同域内の別の

² T.H. Marshall, "Citizenship and Social; Class" in T.H. Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class* (Pluto Press, 1992), p 8

³ G. ジョーンズ・C. ウォーレス著、宮本みち子監訳『若者は何故大人になれないのか—家族・国家・シティズンシップ—』、新評論、2002年、43頁

⁴ 窪田真二 (2007) 「イギリス—必修教科『シティズンシップ』で参加・フェア・責任をどう教えるか?」、『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民／市民形成—』嶺井明子編著、東信社、2007年、186頁

国へ移動した人々に対して行われた教育とは、主に新たに居住する国の母国語の獲得のためのものであり、制度や慣習、文化に対する理解を深めるための学習であった。つまり、同化的教育であったといえる。

ところで、シティズンシップを理解するにあたって、この概念が、境界をもつものであるとか排他的であるということは無視することのできない事柄であることには注意を払う必要がある。というのも、そもそも、権利に基づく法的地位としてのシティズンシップ概念は、そのルーツを古代ギリシャの慣習に求めることができる。そこでは、シティズンシップは親から引き継ぐ道徳性と合法性の特権であり、市民と非市民を明確に分かつしるしであった。さらに、ローマにおいてこうした考えが発展し、シティズンシップは、政治共同体、つまり、共和国の成員資格を定義する厳密で合法的な地位として確立されたという背景があるのである。このように、あまねく全ての人が所有できるものではないという意味において、シティズンシップはその起源から排他性を有するものであったのである⁵。だからこそ、国民国家という枠組みでシティズンシップを定義することは当然のことだったといえるだろう。

本章では、ある時期までシティズンシップが国民国家の枠組みの中で認識される、排他性を持ったものであることを確認した。そして、そこにおける排他性は、古代ギリシャの時代からシティズンシップ概念につきまとう性格だということを確認した。しかしながら、マーシャルが権利に基づくシティズンシップ概念を提示してから、現在に至るまでに、大きな社会・国家の転換が起きた。グローバリゼーションである。そこで次章では、グローバリゼーションがシティズンシップ概念にもたらした変容について確認する。

第2章 グローバリゼーションとシティズンシップ論の変容 —デランティのシティズンシップ論の検討—

まず確認しておきたいことは、第1章で確認したように、かつて（1960年代頃）、シティズンシップは国民国家の枠組みで捉えることが通常であった。しかし、グローバリズムの浸透の結果、シティズンシップをナショナルな次元でのみ観念することが困難な事象・課題が生まれてきた。具体的には、新自由主義の台頭に伴う消費社会化や多国籍企業の多大なる影響への対応の必要性、政治不信、若者の社会からの阻害、全年代における貧困、議会政治の危機、立憲主義への挑戦、国際的なテロの危険性の高まり、環境問題など様々である。より抽象的に、小玉重夫は、グローバル化の進展、価値やアイデンティティの多様

⁵ ジェラード・デランティ著、佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ 新しい社会理論の地平』、日本経済評論社、2004年、22-23頁

化による多文化主義の台頭などをシティズンシップ論の変容の要因としている⁶。また、シティズンシップへの関心が世界的に高まってきている要因として、嶺井明子らは国境を越えた人口移動の増加によって、一民族一国家のモデルが成立し難くなっており、誰を国家の構成員とするかが問題になっていることや、多くの自由主義諸国においてネオ・リベラリズムが台頭し、市民が消費者となり、福祉国家が解体されつつあることをあげている⁷。こうした、社会や国家の変容を要因としてあげる論は、主としてデランティの議論を下敷きにしてしていると思われる。そこで、本章では、デランティのシティズンシップ論について詳しくみていくことにする。

デランティのシティズンシップ論でよく注目されるのは、彼が、これまで権利と義務（ないし責任）という要素で捉えられてきたシティズンシップ概念を、これらに加えて、さらに参加とアイデンティティという2つの新しい概念から捉えようとした点である。しかしながら、この点だけに着目すると、彼の議論の深みを理解しきれないであろう。そこで、まずは、彼の議論の全体像を説明することにしたい。

デランティは、グローバリゼーションの具体として、地理的な制約の減少、国家が戦争に絶えず準備しなくても良くなったこと、犯罪の国際化とそれに伴う新しい種類の安全保障政策の必要性の生まれ、国民文化と他文化の融合・変化、リスクと環境破壊が有する普遍的な文化の増大、そして脱工業化などをあげている⁸。こうしたものによって世界が断片化していると彼はいう⁹。さらに、デランティは、グローバリズムによって変容を迫られた国家についても語っている。シティズンシップと国籍とが分離した現代において国家（ナショナル）¹⁰は、もはや主権の独占的な貯蔵庫ではなくなり、分権化によってサブ・ナショナルなコミュニティや、あるいは国際法の重要性の増大によってトランス・ナショナルなコミュニティによって変質を迫られているとする。また、法多元主義の結果、人権とシ

⁶ 小玉重夫著『シティズンシップの教育思想』、白澤社、2003年、166ページ

⁷ 嶺井明子編著『世界のシティズンシップ教育 グローバル時代の国民／市民形成』、東信堂、2007年、4-5頁

⁸ デランティ、前掲書、5-6頁

⁹ デランティ、前掲書、7頁

¹⁰ デランティの視点とまた少し異なる視点、デランティの断片化と分権化の視点を強調する視点として、宮島喬は、『ヨーロッパ市民の誕生—開かれたシティズンシップへー』（岩波書店、2004年）の中で、ヨーロッパの地域（中央に対応する意味としての地方とってよいかもしれないが）における移民たちの言語と国籍、アイデンティティをキーワードにして「言語権」としてのシティズンシップ、立法措置の重要性を訴えていることにも注目せねばならない。これらの人々は、国民国家のもと、一度は自らの母語や方言を奪われたか、居住する国家の公用語の獲得の機会もなかったかであって、自らのアイデンティティの根幹ともなりうる言語によって、自身のシティズンシップを求めることも獲得することもできなかった人々である。

ティズンシップが結びついていると説明する¹¹。そして、シティズンシップは出自ではなく居住によって規定されるべき状況が生まれてきている¹²。これらによって、コスモポリタンのシティズンシップが有効となる世界になりつつあると彼はいうのだ。要約すれば、U.ベックが「個人化」といったように、人びとは原子化している現状があり、そうした人々を守るべき人権はシティズンシップとして、出自国ではなく居住国の責任において保障されるべき世界が到来しているとデランティはいうのである。

また、彼は、先住民の自治や少数民族、フェミニズムなどによる文化的承認をめぐる闘争によって、立憲主義は挑戦を受けているとして、その上で、ポスト・ナショナルなシティズンシップの探求（まだ現実には形をなしていない）の必要性を説く。そこでのシティズンシップは、法的に構成された政治共同体—政治的側面と経済的側面を持つ市民社会と呼べるもの—の成員資格である権利、義務、参加、アイデンティティから構成されたものを要件するという¹³。そして、その基礎には個人の自律性の承認があり、それゆえ自己と他者の折り合い・コミュニケーションを前提としていると説明されている¹⁴。要約すれば、デランティは、国民国家の融解と「個人化」の結果、個人が個人として生存するために、シティズンシップ概念をよりコスモポリティカルなものとして観念できるようになった状況とその必要性が高まっていることを述べているのである。

その一方で彼は、トランス・ナショナルな福祉国家が存在しないため、社会的権利（シティズンシップ）は国民国家／福祉国家によって排他的に決められる必要があり、また、世界共通言語も想定し得ないため、国家の存在を認めている点にも注目すべきである。彼は、B.アンダーソンのように国家や国民を「想像の共同体」として捉えているわけではなく、具体的なシティズンシップを保障する主体としての国民国家の役割・意義に理解を示しているのである。すなわち、EUにおける「補完性原理」が示しているように、たとえ、コスモポリタンなシティズンシップが成立しようとも、その世界において国民国家の重要性が全く消失してしまう、まして国民国家が消滅する事態は想定しえないのである。換言すれば、彼はトランス・ナショナルなシティズンシップの創造を、トランス・ナショナルな次元での国家の創造（ないしコスモポリタンな市民社会の創造）によって達成しようとは考えていないのである。その代わりに、彼はハーバーマスの議論に倣って、市民社会に優先する、コスモポリタンな公共圏¹⁵の創造と多元的シティズンシップの承認¹⁶（デランティの『市民性とは何か』の議論をもとに、中山あおいらは、これをより詳細に検討し、ロ

¹¹ デランティ、前掲書、第4章および第5章

¹² デランティ、前掲書、207頁

¹³ デランティ、前掲書、11頁

¹⁴ デランティ、前掲書、12頁

¹⁵ デランティによると、公共圏においては法的ないし政治的統治がなされる。（14頁）

¹⁶ デランティ、前掲書、12頁

ーカル、ナショナル、グローバルという次元やそれぞれの間の中間コミュニティにおける多数のシティズンシップを個人が持つとする多層型シティズンシップ、二重国籍や母語と国籍が異なる人々を想定した並立型シティズンシップと呼んでいる¹⁷。）、「市民的コスモポリタニズム」なるものを提唱するのである¹⁸。

しかしながら、こうしたコスモポリタニズムの議論には多数の反論の余地が残されている。

まず、トランス・ナショナルなものへの民主的正統性への疑問である。この次元における政治的な主権は誰が有しているのかという疑問でもある。確かに、トランス・ナショナルな次元における選挙制度は準備されていなければ、コストを考えてみてもその実現はかなり困難である以上、主権のようなものの行使は難しいかもしれない。しかしながら、デランティに倣えば、国民国家が存在している以上、その国家からの代表者をトランス・ナショナルな次元における政治的決定に参画させることもできよう。さらに言えば、ヨーロッパの実情を見るに、トランス・ナショナルな政治とはいえ、その会議の構成員は加盟国の代表や国際NGOの代表からなっており、さらにそうした代表は、政府組織からの代表者に限っていえば、各加盟国で正当な選挙によって選ばれた議員であるか、各加盟国の行政職員である。仮に、そのような行政職員に対して、民主的正統性を問題にするとしても、それは国内における行政職員の民主的正統性の問題と平行なのであって、特にトランス・ナショナルな次元に関してのみ、それを問題にすることはナンセンスであろう。

また、トランス・ナショナルな次元におけるアイデンティティや文化の不在を問題視する論者もある。しかしながら、多層的なシティズンシップの可能性がこれを解決するであろう。すなわち、サブ・ナショナルにおける母語や文化といったアイデンティティ、ナショナルにおける国籍と母国語、権利保障、トランス・ナショナルにおけるその他の権利保障といった想定であれば、個人から全くのアイデンティティが消滅してしまう事態にはならないのである。仮に、それでもトランス・ナショナルにおけるアイデンティティが必要であるとしても、その課題は第4章にて行われる説明によって解決するであろう。

さらに、トランス・ナショナルの具体としてのEUにしても、それは「EU」という新たな次元の政体ができただけであって、EU以外に対する排他性を拭い去ることはできないという指摘がある。この点についてはおわりににて述べることにする。

本章では、グローバリゼーションによって、どのようにシティズンシップ概念が変容したのかということを中心にデランティの議論を軸としてみた。そして、コスモポリタンなシ

¹⁷ 中山あおい・石川聡子・森実・森田英嗣・鈴木真由子・園田雅春著『シティズンシップへの教育』、新曜社、2010年、12頁

¹⁸ デランティ、前掲書、2頁および12-13頁

ティズンシップ概念からトランス・ナショナルな次元におけるシティズンシップへの多大な示唆を得たように思う。しかしながら、その変容はグローバリゼーションの影響のみでは説明しきれないものでもある。ヨーロッパ統合という現実におけるトランス・ナショナルな取り組みの中でシティズンシップ教育の実践は、シティズンシップ概念に多大な衝撃を与えたといえるのである。すなわち、EUの実践によって、ナショナルな次元ではないシティズンシップ概念を現実のものとして観念することが可能となったのである。次章ではこのことを見ていく。

第3章 ヨーロッパのシティズンシップ教育—EECからEUまで—

シティズンシップ論の変容は、グローバリゼーションの影響を受けた国民国家／福祉国家内部における議論や取り組みだけでは説明しきれない要素を多く抱えている。もう一つの、変容の要因となったのは、ヨーロッパ統合という事態である。本章では、EEC成立からEU（2000年）に至るまでの、主として（現在でいう）EUのシティズンシップ教育に関する具体的な動き・事実を確認することによって、国民国家の枠組みから脱し「開かれたシティズンシップ」へ向かう現実の萌芽を確認する。その際、ヨーロッパにおけるシティズンシップ教育の来歴を坂本昭・園山大祐らの整理に基づくこととする¹⁹。

まず確認しておきたいことは、EECが始まった当初、教育分野はヨーロッパ統合の直接的な活動対象ではなかったということである。その設立三カ条において、各国の主権と強く関わる教育分野は適用除外であったのだ。とはいえ、EEC設立の主たる目的が関税や通商などに関する経済的諸政策であったのに、職業訓練や高等教育に関する「国家連合」的ないし「超国家」的教育の重要性の確認が関係条文によって行われていたことは注視すべきである。たとえば、欧州石炭鉄鋼共同体設立条約第56条の「労働者の職業訓練のための準備」や欧州経済共同体設立条約第57条の「資格の相互承認」などである。また、1961年のボン条約では、「政治統合の出発点」と呼称されることから分かるように、多様性が尊重されるべき教育、文化、研究の各分野で関係閣僚による定期会合を持つことが示されたのである。これは、教育問題に関する政策をトランス・ナショナルの次元で調整・策定するための準備となった。

つづくEC期には、1973年の報告書「教育に関する共同体政策のために」において、「ヨーロッパ次元教育」の導入が提案され、職業訓練や高等教育にとどまらない全般的な構造的基礎が整った。つづく1976年には「教育行動プログラム」が策定され、各9加盟国の教育条件・水準の違いを、ECの提出する勧告や決定を通じて漸次的に除去していく

¹⁹ 詳しくは、近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』、名古屋大学出版会、2013年、第1章を参照されたい。

「調整化」制度が準備された。これは、第二次大戦後に増大した移民やその子どもたちに対する教育が不十分であることへの反省から、外国人の子供の教育権を実質化する政策であった。

拡大EC期には、12加盟国下で「市民のヨーロッパ」、「ヨーロッパ・シティズンシップ」というような、社会の構成メンバーを国民から市民へと広げようとする目標が生まれることとなる。言い換えれば、加盟国市民に各国「国民」の地位だけでなく、「ヨーロッパ市民」という地位を与えんとするものであったということである。さらに、1988年には、「教育のヨーロッパ次元決議」が採択され、ヨーロッパ・アイデンティティの育成を目的として、カリキュラムにヨーロッパという次元にまつわる教育を追加することが加盟国に求められた。

その後、市場統合を完成させたEUでは、マーストリヒト条約第3条bに謳われる「補完性の原理」の導入、つまり、各国ができることは各国で行い、そうでない部分はEUによって行われるとする原則の導入によって、国家の専制的性格の強い教育分野において、EUが直接的に政策を立案・実施できる途を開いたのである。また、1995年に、欧州委員会が知識基盤社会における普通教育と職業訓練に関する内容の白書を提出し、加盟国の教育の質の向上を図るとともに、「三言語主義」、すなわち母語と2つの域内外国語の獲得が目指されることとなった。さらに、市場統合の次の目標として、超国家としてのEUの独自性をいかに発揮するかの模索として、2000年までに教育・訓練分野にもヨーロッパという次元における「市民」や「シティズンシップ」の定着・拡大という役割が課せられることとなった。

上記が1950年代中頃から2000年におけるヨーロッパ統合の動きの中での教育の扱われ方である。国民国家形成に重要な役割を果たしてきた教育というものが、徐々に超国家的次元にその軸足を移したことが確認できると思う。しかしながら、ここで注意せねばならない点がある。それは、EUが持つ特異性ゆえに統合が促進されたのではないかということである。次章ではこの点を検討する。

第4章 トランス・ナショナルなシティズンシップ教育はリージョナルなものかグローバルなものか

EUという事態は、現在の世界を見てみると、ASEANの統合が進展している状況がありながらも、かなり異質で稀有な事態であるといえる。となれば、そこで行われているトランス・ナショナルなシティズンシップ教育も、それと同様にかなり珍しい取り組みといえるかもしれない。他方で、EUの事態から一足飛びにグローバルでの事態の想定がなされうるかもしれない。そこで、本章では、トランス・ナショナルな次元におけるシティ

ズンシップ教育がヨーロッパ独自のものであるのか、それともより普遍的に、他地域にも適用可能なものなのかを探りたい。

これは、はたしてヨーロッパは同質なものの集まりなのか異質なものの集まりなのかという問いに集約されよう。これに対しては、ヨーロッパは異質な国々の集まりと言わざるを得ないだろう。言語は異なり、宗教はキリスト教という視点からでもカトリックやギリシャ正教会、そしてイギリス国教会をはじめとするプロテスタント、その他諸々の宗派が（国という単位で見ても）異なるし、政体はかつての冷戦の名残もあって国々で異なっている。風土や気候、文化もそれぞれの国家ごとに独自のものを持っていると言っていだろう。

たしかに、ヨーロッパ人としての自覚なるものを持つと自覚している人々は少なくないが、かつて拡大ECの時期にヨーロッパ人としてのアイデンティティを醸造することが教育に求められたことから翻って考えてみると、教育で創生しなければそうしたアイデンティティを生み出し得ないということもできる。²⁰

ヨーロッパ諸国は地理的には他国との距離も近く緊密に国家が成立している。しかしながら、そうした隣接した国家間における紛争も少なくない。とはいえ、近接性はヨーロッパ統合を促進した一つの要因かもしれない。

それでは、他に何がEUの統合のそもそもの源であるのか。それは統合に向けてのコンセンサスではなかろうか。そもそもECの前身であるECSが設立されたのは、産炭地であったルール地方をめぐるフランスとドイツの対立を緩和し、その他の国々も参加して不戦共同体を創出することであった。つまり、2つの大戦への反省から、不戦をコンセンサスとして生まれたのがECSであり現在の欧州統合の姿なのである。

翻って考えてみるに、そうしたコンセンサスを得られるようになるために、よりわかりやすく具体的にいえば、自己と他者²¹とのコミュニケーションのための技能や知識を獲得する技術を培い、参加と討議によって合意を創出することの出来る人間像を目標とする教育こそがシティズンシップ教育ではなかったか。とすれば、ヨーロッパにおけるトランス・ナショナルなシティズンシップ教育とは、コンセンサスを再生産するための教育とも言えるし、コンセンサスのないところから合意を生み出すための教育とも言えるのではなかろうか。そうであるならば、EUの取り組みは普遍性を持ちうる。加えて、ヨーロッパが抱える課題や社会・国家の変容といった事態は他国にも共通するものである。なおかつ、グローバルな課題—環境問題、国際的なテロの横行、経済不安—は、ヨーロッパだけではなくそれ以外の他国、さらにいえばすべての国と地域が抱えている課題でもある。そして、

²⁰ 第2章末での、トランス・ナショナルにおけるアイデンティティへの疑問に対する回答として、複数のアイデンティティを持ちうる事が確認されよう。

²¹ 他者の存在を許すということは、自己のアイデンティティもまた重要なものとして反射的に理解されうる。

だからこそ、そうしたものへの対処や議論が可能な人材を育成せんとするトランス・ナショナルな次元におけるシティズンシップ教育は、欧米以外の国々において魅力的なものに見えるのであろう。

おわりに

近年の日本においても、グローバリゼーションへの対応や政治不信、貧困、民主主義の危機、立憲主義への挑戦といった課題に対応するためにシティズンシップ教育の意義を説く論が多数存在している。トランス・ナショナルなシティズンシップ教育という事態はもはや他人事ではない。いまや、世界国家を観念するかどうかはまた別として、限りなく排他性を排除するであろうグローバルなとりくみとして、シティズンシップ教育政策を行うべき時代になっているかもしれないのである。しかしながら紙面の都合で、今回は日本における教育政策とトランス・ナショナルなシティズンシップ教育との関係は論じることができなかった。この検討は今後の課題としたい。

参考文献

- ・ T. H. Marshall, “Citizenship and Social; Class” in T. H. Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class* (Pluto Press, 1992)
- ・ G. ジョーンズ・C. ウォーレス著、宮本みち子監訳『若者は何故大人になれないのか—家族・国家・シティズンシップ—』、新評論、2002年
- ・ 窪田眞二 (2007) 「イギリス—必修教科「シティズンシップ」で参加・フェア・責任をどう教えるか?」、『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民／市民形成—』嶺井明子編著、東信社、2007年
- ・ ジェラード・デランティ著、佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ 新しい社会理論の地平』、日本経済評論社、2004年
- ・ 小玉重夫著『シティズンシップの教育思想』、白澤社、2003年
- ・ 嶺井明子編著『世界のシティズンシップ教育 グローバル時代の国民／市民形成』、東信堂、2007年
- ・ 宮島喬著『ヨーロッパ市民の誕生—開かれたシティズンシップへ—』、岩波書店、2004年
- ・ 中山あおい・石川聡子・森実・森田英嗣・鈴木真由子・園田雅春著『シティズンシップへの教育』、新曜社、2010年
- ・ 近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』、名古屋大学出版会、2013年
- ・ オードリー＝オスラー・ヒュー＝スターキー著、清田夏代・関芽訳『シティズンシップと教育—変容する世界と市民性』、勁草書房、2009年
- ・ クリスティーヌ＝ロラン＝レヴィ・アリスティア＝ロス編著、中里亜夫・竹島博之監訳『欧

- 州統合とシティズンシップ教育－新しい政治学習の試み』、明石書店
- ・中山あおい（2007）「欧州評議会のシティズンシップ教育」
 - ・デイヴ・エディ（2003）「欧州連合シティズンシップに対する意識」、『欧州統合とシティズンシップ教育－新しい政治学習の試み』、クリスティーヌ・ロラン＝レヴィ編著、中里亜夫監訳、明石書店
 - ・梶原万波（2010）「日本の「シティズンシップ教育」における「シティズンシップ」概念の検討」
 - ・ヒーター／デレック著、田中俊郎／関根政美訳『市民権とは何か』、岩波書店、2002年・橋本将志「日本におけるシティズンシップ教育のゆくえ」早稲田政治広報研究（第101号）